

○金谷委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、福居委員より欠席の届け出がございます。

1、請願・陳情議案の審査について、陳情第8号、生活保護における収入認定等に関するることについてを議題といたします。

発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、各会派に判断できる状況にあるか確認をさせていただきます。

自民党・市民会議。木下委員。

○木下委員 会派内での協議がまだ終了しておりませんので、もう少々お時間をいただきたいと思います。

○金谷委員長 民主・市民連合。高見委員。

○高見委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○金谷委員長 公明党。室井委員。

○室井委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○金谷委員長 日本共産党。小松委員。

○小松委員 判断できます。

○金谷委員長 日本共産党のみ判断できるということでございます。他の会派はまだ判断できないということですので、今回は保留とさせていただきます。

次に、2、市民生活に関する事項についてに入ります。(1)おくやみ窓口の試行について、理事者から報告をいただきます。

市民生活部長。

○大鷹市民生活部長 おくやみ窓口の試行について、御報告申し上げます。

この取り組みは、死亡に伴う手続を行う際の御遺族の負担軽減を図るべく、窓口における聞き取りをもとに庁内で必要となる手続を絞り込んで案内しようとするものでございます。試行期間は、令和2年10月1日から11月27日までの2カ月間における火曜日から金曜日までとし、総合庁舎1階、市民課フロア内に専用窓口を設けます。

市民の皆様への周知につきましては、広報誌「あさひばし」9月号やホームページへの掲載のほか、死亡届を提出に来られた御遺族等にお知らせをまいります。

この試行で得られましたデータをもとに、まず、現庁舎において行えるサービスについて、新庁舎の総合窓口設置前にできる限り実施していくとともに、新庁舎総合窓口における本窓口の充実に向け課題整理などを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金谷委員長 ここで、委員の皆様から発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 ないようですので、次の議事に入ります。

3、保健衛生及び福祉に関する事項について、(1)地域住民の協力による住宅前道路除雪の取

組について、（２）旭川市公衆浴場法施行条例及び旭川市旅館業法施行条例の改正に対する意見提出手続の結果について、理事者から報告をいただきます。

保険制度担当部長。

○向井福祉保険部保険制度担当部長 地域住民の協力による住宅前道路除雪の取組につきまして、お手元に御配付しております資料に沿って御説明をいたします。

住宅前道路除雪事業につきましては、昨年度、土木部において６町内会をモデル地区に指定し、町内会の方５４人の協力のもと、８０世帯の間口除雪を実施いたしました。モデル事業実施後のアンケート調査の結果では、協力者、対象世帯、いずれの方からもおおむね高評価をいただいております。今年度からは福祉保険部におきまして取り組み地区の拡大を進めることとしております。

今年度の事業内容の案につきましては、資料の裏面をごらんください。昨年度のモデル事業での取り組みを基本に、アンケート調査の結果等も参考としながら、より多くの町内会に御協力をいただけるよう一部内容の見直しを予定しております。

まず、協力費についてでございますが、単価については降雪量に応じて地区ごとに１世帯５千円から７千５００円の範囲で設定しているところですが、アンケートの中で、事前の準備作業等、実際の除雪作業以外でも活動を行っている状況も見られましたことから、そうした事務的作業に要する経費として単価を１割増額することといたしました。作業範囲、作業時間について変更はありませんが、作業の実施連絡につきましては、モデル事業では市の道路除雪作業が完了する午前７時から８時ごろの間に、町内会の方に除雪車が出動した旨の連絡をさせていただき、代表の方から各協力者に連絡することとなっておりますが、基本的に今年度も同様ではございますが、一部代表の方へ連絡を早めてほしいとの御意見もいただいておりますので、土木部と協議の上、可能な範囲で連絡の前倒しを行うことといたします。

次に、傷害保険でございます。モデル事業ではなるべく保険に加入していただくようお願いをしており、昨年度はモデル事業に御協力いただいた６町内会全て、旭川市市民委員会連絡協議会の住民活動保険に加入しており、改めて保険に加入する町内会はありませんでした。今年度につきましては、万が一の事故の際の補償等に備え保険の加入を原則とし、住民活動保険などボランティア保険に加入していない町内会や団体など、新たに保険に加入する必要がある場合につきまして、一定額を市で負担することを考えております。

次に、作業用具につきましては、原則的に協力団体みずからが御用意いただきますが、今年度はそれに加え、対象世帯の方の了解が得られた場合はそのお宅の用具をお借りして作業を行うことも可能といたします。

次に、活動に係る提出書類のうち、活動終了時の記録写真につきましては、対象世帯のプライバシーの問題や、全体が白い雪で覆われている状況を撮影することが難しいとの御意見がありましたことから、記録写真については提出不要といたします。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。本来であれば、地域の皆様にお集まりいただき、説明会という形で事業案を説明し御意見をいただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、地区除雪連絡協議会の会長様に個別に説明をし、御了解をいただいた上で、８月２１日付で各地区の市民委員会の会長と地域まちづくり推進協議会の委員の皆様に対し、本日御配付しております資料をお送りし、９月７日までを期限として意見照会を行っているところ

でございます。この後、地域の皆様からいただいた意見を参考に、9月中に事業内容を決定したいと考えております。その後、決定した事業内容を各町内会にお示しし、取り組みに協力いただける町内会の募集を行い、11月には取り組み町内会を選定し、12月からは町内会による取り組みを開始するというスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○金谷委員長 地域保健担当部長。

○川邊保健所地域保健担当部長 旭川市公衆浴場法施行条例及び旭川市旅館業法施行条例の改正に対する意見提出手続の結果について、御報告いたします。

本市では、両条例の改正に伴う意見提出手続を令和2年6月22日から7月22日の期間に実施いたしました。その結果、匿名12名を含む14名の方から、肯定的なもの2件、その他12件、合計14件の御意見をいただきました。内容につきましては、提出資料をごらんいただきたいと思います。なお、条例案の修正を要するような意見はございませんでした。いただきました御意見は、本市の考え方を添えて意見提出者へ回答するとともに、ホームページ等で公表しております。

以上、御報告申し上げます。

○金谷委員長 発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、以上をもちまして本日の民生常任委員会を散会といたします。

散会 午前10時10分